

市セ要第2-47-2号
令和 2年 5月28日

鹿児島市議会 立憲フォーラム
代表 まつお 晴 代 様
向 江 かほり 様

鹿児島市長 森 博 幸

青葉の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてから、本市行政に対してご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

このたび、お寄せいただきました『新型コロナウイルス感染症対策に関する要請』の件につきまして、次のとおりお答えいたします。

1. ①について

鹿児島市医師会の協力をいただき、令和2年5月15日から地域外来・検査センター(通称:PCRセンター)を開設し、検査実施数等につきましては、市ホームページ上で公表しております。

また、院内感染防止のため、医療従事者がPCR検査を受ける必要がある場合には、医師の判断により速やかに検査を行っており、帰国者・接触者外来の設置にあたりましては、PCRセンターや一部の帰国者外来において、ドライブスルー方式による検体採取を実施しているところ です。

なお、医療機関への支援については、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、県において、診療室や簡易ベッド、個人防護具などの整備・購入費用を支援しております。さらに本市においては、他の感染症同様に検査に係る検体容器等を現物支給しているところ です。

(お問い合わせ先) 保健予防課 099-803-7023

1. ②について

学校には、文部科学省から布製マスク(洗濯可能で、一定期間繰り返し使えるもの)が、一人あたり2枚配布されております。加えて、通常使用している給食用の布製マスクについても、使用できるよう学校に指導しております。

なお、石鹼等は学校の予算内で計画的に購入しているところです。

(お問い合わせ先) 保健体育課 099-227-1952

認定保育所、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設につきましては、厚生労働省の補助制度等を活用し、本市が一括購入したマスク、消毒液等を配布しているところであり、他の衛生用品についても入手でき次第、順次施設への配布を行うこととしております。また、今後においても感染拡大防止に向けた対応については、国の動向等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

なお、幼稚園及び幼稚園型認定こども園につきましては、県において、文部科学省の補助制度を活用し、同様にマスク等を配布すると伺っております。

(お問い合わせ先) 保育幼稚園課 099-216-1223

児童クラブに対するマスクやペーパータオル等につきましては、3月に配布したところですが、感染拡大防止の観点から当面、継続的に配布してまいりたいと考えております。

(お問い合わせ先) こども政策課 099-216-1259

1. ③について

医療体制の整備につきましては、都道府県において全体の調整を行うこととされており、県において病床及び宿泊施設は確保されているところです。

(お問い合わせ先) 保健予防課 099-803-7023

1. ④について

院内感染防止のため、医療従事者がPCR検査を受ける必要がある場合には、医師の判断により速やかに検査を行っております。

また、妊婦や透析患者等の基礎疾患がある方につきましては優先的に実施することとされており、さらに本市においては、妊産婦のための帰国者・帰国者接触者外来を設置し、妊産婦が検査を受けやすい体制を整えたところです。

(お問い合わせ先) 保健予防課 099-803-7023

1. ⑤について

マスク等医療用物資の供給につきましては、国において、生産設備への投資支援などを通じて供給量の確保に努めることとしており、全国の医療機関の使用状況や在庫量等を把握し、不足が見込まれる医療機関に優先配布を行っているところです。

(お問い合わせ先) 保健予防課 099-803-7023

2. ①について

令和2年4月20日以降休日も含め、関係部署において、申請受付・給付に向けた準備を進めており、オンライン申請につきましては、5月7日申請受付を開始し、5月18日に給付を開始しております。郵送申請につきましては、5月28日に申請書を発送し、6月1日から受付を、給付は6月中旬から開始するよう現在準備を進めております。なお、国におきましては、同給付金の給付にあたり、感染症拡大防止の観点から「オンライン申請」又は「郵送申請」を基本とすることが示されていることから、窓口での給付につきましては、口座振込より開始時期を遅らせる予定としております。

特別定額給付金につきましては、必要な人に迅速に給付金を届けることが重要であることから、出来るだけ早く届けられるよう、引き続き、作業を進めてまいります。

(お問い合わせ先) 産業政策課 099-216-1318
市民協働課 099-216-1324

ホームレスの方の申請に関する周知・支援につきましては、巡回相談等にあわせてチラシを配布して案内するなど対応してまいります。

(お問い合わせ先) 地域福祉課 099-216-1244

DV等で避難している方につきましては、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨を申し出ていただくことにより、居住地に住民票を移していなくても、居住する市区町村において給付金の申請・受給が可能となっているところです。

(お問い合わせ先) 男女共同参画推進課 099-813-0852

DV等で避難している女性から相談を受けた場合、速やかに申請書を提出できるよう、配偶者や親族から暴力等を理由に避難していることが確認できる書類(確認書)を発行しております。

(お問い合わせ先) こども福祉課 099-216-1260

2. ②について

子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者を支給対象としておりますので、住民税非課税世帯である対象者にも適用されます。

(お問い合わせ先) こども福祉課 099-216-1261

2. ③について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策として、国から令和2年3月18日に公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請されたことに伴い、本市においても水道料金及び下水道使用料の支払いの猶予や支払い方法を分割にするなどの相談に応じております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対策が緊急事態宣言などを受けて強化され、外出自粛や家庭内で過ごす割合が増えたことで、ライフラインである水道料金の負担がかさむなどを考慮し、市民生活や経済活動を支援するため、6月1日から9月30日の4か月間の使用分について水道の基本料金を免除いたします。

今後につきましては、状況をみて総合的に判断したいと考えております。

(お問い合わせ先) 水道局経営管理課 099-213-8507

個人市民税につきましては、解雇等による失業や事業の休業、廃業により収入が激減している方に対して減免する制度により、相談等に対応しているところです。

法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告・納付期限を延長いたします。

(お問い合わせ先) 市民税課 099-216-1171

新型コロナウイルス感染症等対策における固定資産税・都市計画税の軽減措置につきましては、令和2年度の措置はないところですが、令和2年4月に地方税法が改正され、令和3年度課税に対する中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る同税の軽減措置等が講じられたところです。

今後、条例改正等を行い適切に対応してまいります。

(お問い合わせ先) 資産税課 099-216-1179

市税の猶予につきましては、現行の猶予制度のほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、地方税法が改正され、最長1年間、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予を適用する特例制度が創設されたところであり、あわせて適宜対応しているところです。また、制度の周知を図るため、市民のひろば、ホームページ等により広報しているところです。

(お問い合わせ先) 納税課 099-216-1189

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免につきましては、現在準備を進めているところです。

国保税の猶予につきましては、現行の猶予制度のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減している現状を踏まえ、地方税法が改正され、最長1年間、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予を適用する特例制度が創設されたところであり、あわせて適宜対応しているところです。

(お問い合わせ先) 国民健康保険課 099-216-1229

2. ④について

雇用対策の任期期間につきましては、概ね3か月としておりますが、応募者の希望に応じて、期間の延長を含め柔軟に対応しております。

なお、採用人数につきましては、応募状況を踏まえて検討したいと考えております。

(お問い合わせ先) 人事課 099-216-1137

3. ①について

本市独自施策だけでなく、国・県の経済対策についても常に情報を把握し、産業振興部内で情報共有を図り、的確な相談対応に努めます。

(お問い合わせ先) 産業政策課 099-216-1318

3. ②について

本市の事業継続支援金につきましては、国の経済対策や県の取組を踏まえるとともに他都市の状況等も参考に総合的に判断し、交付要件を満たす事業者に上限30万円の範囲内で給付することとしております。

(お問い合わせ先) 産業支援課 099-216-1322

3. ③について

国の緊急事態宣言を受け、県知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく権限により、感染拡大のおそれのある施設に対し、休業や営業時間の短縮の協力を要請するとともに、要請に応じた中小企業及び個人事業主に対し、協力金を支給することとしております。

(お問い合わせ先) 産業支援課 099-216-1322

3. ④について

農林水産業に係る経済対策等の関連情報を入手した際は、農林水産部とも情報共有を図ります。

(お問い合わせ先) 産業政策課 099-216-1318

4. ①について

学校再開に当たっては、登校後すぐに手洗い・顔洗いをを行うとともに、マスク着用等の基本的な感染症対策を徹底するようにしております。また、原則5月末まで、小・中・高等学校ともに、5分間短縮で授業を行い、手洗い等の時間を確保してまいります。

(お問い合わせ先) 学校教育課 099-227-1941

4. ②について

国のGIGAスクール構想の実現を受け、本市においても高速大容量通信ネットワーク及び児童生徒1人1台の端末環境を実現するための計画を進めており、ICTを活用した学習環境の充実に努めてまいります。

(お問い合わせ先) 学校教育課 099-227-1941

4. ③について

本市では、臨時休業期間におきましては、適切な課題を提示し、臨時登校日を設定するとともに、学校再開後は、休業期間における未指導の学習内容への対応などを通して、学びの保障につとめているところです。

学習の遅れ等につきましては、心理的な不安等を感じる児童生徒がいる場合は、担任や養護教諭が、一人一人に丁寧に対応するほか、市のスクールカウンセラー等による相談体制も整えております。

(お問い合わせ先) 学校教育課 099-227-1941

4. ④について

児童クラブの支援員等の確保につきましては、報酬の時間単価を令和2年4月に改定し、支援員等が意欲をもって就業できるように労働環境を整備したほか、市ホームページへの募集情報の掲載や関係機関を通じての募集チラシの配布等により、支援員等の確保に努めているところであり、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(お問い合わせ先) こども政策課 099-216-1259